

## 適正な受診のお願い◆◆◆◆◆

この制度を支える財源は、みなさまの税でまかなわれています。

○かかりつけ医を持ちましょう

○健診、予防接種を受けましょう

○休日夜間の子どもの急病時は…

**病院に行くのが良いか判断に迷ったら、  
電話相談をご利用ください。**

15歳未満：子ども医療電話相談（#8000）

15歳以上：救急医療電話相談（#7119）

○ジェネリック医薬品を選びましょう

○学校・園でのけがで病院に行く時

**病院では福祉医療費受給者証を使わず、一旦自己負担分をお支払いください。**

学校・園での手続き後、払戻しがあります。

学校や保育園・幼稚園の管理下で起こったけがなどで日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる場合は、助成の対象外となります。

○他の医療給付制度が使える方

**まずは他制度の受給者証から使用します。**

（養育医療・育成医療・小児慢性特定疾患の医療等）他法優先の原則から、他の助成制度が受けられる時、まずそちらを利用してください。

他制度適用でもなお発生する自己負担分については、福祉医療が利用できます。

## 福祉医療費助成制度（乳幼児・子ども）

|        | 乳幼児                                                                                                                                                        | 子ども                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 受給者証記号 | 72～75（県）<br>76～77（市）                                                                                                                                       | 46～47（市）                     |
| 助成対象   | 宇部市内に居住地を有し、健康保険制度に加入する子ども<br>※ただし、次のいずれかに該当する方を除きます<br>○生活保護を受けている方<br>○児童福祉施設に入所し国等の負担による医療を受けることができる方<br>○重度心身障害者医療やひとり親家庭医療など、他制度で自己負担額の全額助成を受ける事ができる方 |                              |
| 対象期間   | 小学校就学前まで<br>（満6歳に達する日以後最初の3月31日まで）                                                                                                                         | 小学1年生から満18歳に達する日以後最初の3月31日まで |
| 助成方法   | 福祉医療費受給者証を交付します。<br>県内の医療機関で受診するときは、健康保険証または資格確認書と一緒に医療機関の窓口で提示してください。                                                                                     |                              |
| 助成範囲   | 健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。<br>【当制度の助成対象外となるもの】<br>○食事代・部屋代や健康保険適用外のもの<br>○学校や園の管理下で起こったけがで、日本スポーツ振興センターの災害給付制度対象の治療<br>○交通事故などの第三者行為によるもの                  |                              |
| 有効期間   | 毎年8月1日から翌年7月31日まで                                                                                                                                          |                              |

（県）：山口県の制度 （市）：宇部市の独自制度

## 福祉医療費助成制度 （乳幼児・子ども）の ご 案 内



福祉医療費助成制度（乳幼児・子ども）は  
安心して子どもを生み育てられるよう  
宇部市に住むすべての18歳までの子どもの  
医療費の自己負担分を助成する制度です。

## 宇 部 市

|                         |
|-------------------------|
| お問い合わせ先                 |
| 宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口    |
| こども政策課 手当・医療係           |
| TEL（0836）34-8332        |
| FAX（0836）22-6051        |
| 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 |

## 受給者証交付について◆◇◆◇◆◇

新たに受給資格が生じた場合は申請が必要です。

資格取得は交付申請日の属する月の初日から

◆◇出生・転入の時は例外があります◇◆

### ○出生した時

出生日（出生日含む）から60日以内に申請をした場合  
→出生日からの取得

### ○転入した時

転入と同月中に申請した場合→転入日からの取得

届出が遅れた場合、原則として遡っての適用は  
できませんのでご注意ください。

## 申請書提出の方法

### ○logo フォームによるオンライン申請

右記 web ページから申請できます。  
子どもの健康保険証または資格確認書  
をご用意ください。



### ○窓口

宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口

※総合案内で番号札をお取りください

各市民センター窓口

（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠）

### ○郵送

福祉医療費受給者証交付・更新申請書に子どもの  
健康保険証または資格確認書を添付の上、こども政  
策課に郵送してください。

※申請書はウェブサイトからダウンロードできます。

## 申請に必要なもの

▷子どもの健康保険証または資格確認書

▷申請者の本人確認書類（窓口申請の場合）

（以下は乳幼児医療[未就学児]のみ）

▷父母の市民税額が確認できるもの  
（8月～3月申請:当該年度分、4月～7月申請:前年度分）  
例:所得課税証明書、市民税納税通知書等

その他、状況に応じて追加書類が必要になる場合が  
あります。

## 届出について◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

福祉医療費助成（乳幼児・子ども）受給中は、次のよ  
うな届出等が必要です。

各種届出は右記 web ページより  
オンライン申請が出来ます



|                           |                                                                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付<br>申請書                 | 出生・転入等により新たに受給資格が生じた子<br>どもが増えたとき                                                   |
| 変更届                       | 氏名が変わったとき<br>宇部市内で住所が変わったとき<br>加入する健康保険が変わったとき                                      |
| 資格<br>喪失届                 | 転出することになったとき<br>生活保護を受けることになったとき<br>他の福祉医療費助成制度を受けることになった<br>とき等、受給資格がなくなったとき       |
| 再交付<br>申請書                | 受給者証を紛失したとき                                                                         |
| 更新<br>申請書<br>※乳幼児<br>医療のみ | 更新手続きは毎年6月に行います。<br>原則として自動更新ですが、宇部市で課税状況<br>が確認できない方（所得の申告をしていない方<br>など）は手続きが必要です。 |

## 医療費の払戻しについて◆◇◆◇◆

県外の医療機関での受診や、受給者証を持参せず  
医療費を支払った時は、払戻しの申請が必要です。

## 払戻し申請の方法

### ○logo フォームによるオンライン申請

右記 web ページで申請後  
該当の領収証等の原本を  
こども政策課へ郵送してください



### ○窓口

宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口

※総合案内で番号札をお取りください

### ○郵送

福祉医療費交付申請書に領収書等の原本を添付  
してこども政策課に郵送してください。

※申請書はウェブサイトからダウンロードできます。

## 申請に必要なもの

▷領収書 受診者名・診療日・保険点数・受領額・発行日  
受領者名の記載があるもの

▷子どもの健康保険証または資格確認書

▷福祉医療費受給者証

▷父又は母名義の銀行等の口座番号

（以下は該当の方のみ）

▷装具装着証明書（装具の払戻しの場合）  
▷弱視等治療用眼鏡等作成指示書  
（治療用眼鏡の払戻しの場合）